

**常滑市登窯広場及び
常滑市廻船問屋瀧田家
指定管理者募集要項**

令和5年8月

常滑市経済部観光戦略課

【目次】

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	募集の概要	1
3	対象施設の概要	1
4	指定管理者として行う業務の範囲	4
5	市及び指定管理者のリスク分担	4
6	指定管理料	4
7	利用料金制	4
8	自主事業の実施	4
9	指定管理料等の精算	5
10	申請資格	5
11	提出書類	5
12	手続・スケジュール一覧	7
13	募集要項等の配布	7
14	提出期間・提出場所等	7
15	申請者説明会	7
16	質問書の受付及び回答	8
17	候補者の選定方法	8
18	選定結果の通知	8
19	指定の手続	9
20	協定の締結	9
21	常滑市公契約条例に係る書類の提出	9
22	その他	9
23	提出先及び問合せ先	9
別表1	リスク分担表	10
別表2	指定管理者選定基準 配点表	11
添付	登窯広場 平面図	12
	展示工房館 立面図/平面図	13
	廻船問屋瀧田家 配置図/立面図/平面図	16

常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家の指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託者制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者や NPO 法人等の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

2 募集の概要

本市では、常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

- (1) 施設名称 常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家
- (2) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (3) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は公募型プロポーザル方式を採用し、書類審査及びヒアリングにより指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を一団体選定します。

選定は、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査します。

- (4) 常滑市議会の議決

選定委員会において候補者を選定後、常滑市議会（以下「市議会」という。）において、指定管理者の指定及び債務負担行為の議決を経て、指定管理者として指定します。

- (5) 協定の締結

常滑市は、市議会の議決後に候補者と細目について協議を行い、基本協定を締結します。

- (6) 担当

常滑市経済部観光戦略課 TEL 0569-47-6116（直通）

3 対象施設の概要

常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家は、やきもの散歩道の観光振興及び地域の活性化を図るための施設で、地域文化の保存、交流の場、休憩の場、学習体験の場と新たな機能、魅力を加え、観光客にも対応できる拠点として活用することを目的としています。

3-1 常滑市登窯広場

- (1) 場所 常滑市栄町六丁目 145 番地

(2) 施設内容及び規模等

- ①敷地面積 1437.15 m²
- ②展示工房館
木造2階建て 延床面積 249.6 m² 建築面積 124.8 m²
1階 両焚倒炎式角窯の保存展示、事務室 2階 体験工房
- ③催し物広場 陶製ブロック仕上げ 238 m²
- ④土管広場 陶管リング仕上げ 146.5 m²
- ⑤あずま屋 鉄骨造 建築面積 8.05 m²
- ⑥公衆便所 鉄骨造 建築面積 13.55 m²
(和式1、洋式1、男子小便器1)
- ⑦窯置場 鉄骨造 建築面積 7.7 m² ガス窯 0.3 m²
- ⑧陶壁 陶製ブロック、陶製焼酎瓶、焼き台仕上げ
- ⑨大陶壁「夢」 面積 42.07 m²
- ⑩シンボルモニュメント「時空」
- ⑪煙突

(3) 設置年月 平成7年4月

3-2 常滑市廻船問屋瀧田家

(1) 場 所 常滑市栄町四丁目75番地

(2) 施設内容及び規模等

- ①全体敷地面積 2,668.07 m²
(敷地部分 1,661.70 m²、でんでん山部分 1,006.37 m²)
- ②施設等
 - ア 主屋(市文化財指定) 木造2階建て
建築面積 177.82 m² 延床面積 311.49 m²
 - イ 土蔵(市文化財指定) 木造2階建て
建築面積 30.26 m² 延床面積 49.58 m²
 - ウ 離れ(市文化財指定) 木造平屋建て
建築面積 62.53 m² 延床面積 61.09 m²
 - エ 休憩室 木造平屋建て 建築面積 76.62 m²
 - オ 長屋門 木造平屋建て 建築面積 29.33 m² 床面積 24.49 m²
 - カ 保管庫 木造2階建て 建築面積 18.18 m² 延床面積 36.36 m²
 - キ 古文書、家具什器類、船模型

(3) 設立年月 平成12年4月

3-3 使用者及び収支状況

①利用者の状況

(単位：人)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廻船問屋 瀧田家	11,891	6,521	9,726	9,176
登窯広場 展示工房館	26,921	20,926	19,882	24,863

②収入の状況

(単位：円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	7,820,000	7,820,000	7,820,000	7,820,000
利用料金	1,213,600	804,800	737,650	1,105,300
売上	2,138,808	1,736,782	2,594,240	6,777,728
利息	7	0	0	0
雑入	550,100	1,367,511	227,901	286,185
計	11,722,515	11,729,093	11,379,791	15,989,213

③支出の状況

(単位：円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自主事業経費	1,356,026	850,799	1,669,329	4,146,420
人件費	6,179,233	6,975,036	5,655,297	6,039,116
福利厚生費	365,560	234,237	0	0
光熱水費	545,632	501,433	698,819	1,006,264
委託料	1,369,608	1,262,461	1,264,000	246,400
施設修繕料	265,770	347,600	441,427	1,277,320
通信運搬費	338,558	256,467	245,560	297,096
会議費等	190,055	0	0	0
印刷費	132,875	0	184,195	0
消耗品費	627,697	379,778	358,213	132,754
手数料	0	0	31,614	40,923
事務費	0	504,364	143,100	1,335,108
旅費交通費等	535,211	0	0	0
雑費	118,091	258,475	439,600	127,000
計	12,024,316	11,570,650	11,131,154	14,648,401

4 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 観光サービスの提供に関すること。
- (4) 自主事業の企画及び運営に関すること。
- (5) 利用料金の徴収に関すること。
- (6) その他施設の管理上市長が必要と認める業務

※ 詳細については、別紙「常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)を参照のこと。

5 市及び指定管理者のリスク分担

市及び指定管理者のリスク分担は別表1「リスク分担表」のとおりとします。

6 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度ごとに年度協定を結び支払います。

単年度の指定管理料は、10,150,000円(消費税を含む。)以内とし、指定管理者の提案事項とします。指定管理料には修繕費(500,000円の/年を予定)が含まれます。

※今後、法改正により消費税率が変更される場合には、指定管理者と協議の上、指定管理料の変更を行うこととします。

7 利用料金制

指定管理者は、常滑市廻船問屋瀧田家の設置及び管理に関する条例に定める範囲で(変更する場合は常滑市の承認が必要)、自らの収入とすることができます。

※エネルギー価格の高騰を受けて、条例で規定する利用料金を見直す予定です(令和6年4月1日から適用予定)見直した結果は以下のとおりです。なお、見直した利用料金を規定する条例が可決されなかった場合の指定管理料は別途、協議となります。

区分	単位	条例で定める利用料金 (現行)	条例で定める利用料金 (見直し後)
団体(20人以上)	1人1回につき	200円	220円
個人	1人1回につき	300円	330円

8 自主事業の実施

(1) 事業内容

自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が市の承認を得て施設内

において自らの責任で自主的に行う事業で、事業運営にあたり、利用者・参加者から料金を徴収することができます。施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めます。

事業内容については、別紙様式集「様式第3自主事業計画書」に記載してください。

(2) 収益金

この自主事業の収益金は、原則、指定管理者に帰属することとします。

(3) その他

指定管理者に選定された場合でも、提案の自主事業の実施には別途市の承認が必要となります。

9 指定管理料等の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

10 申請資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とし、個人では申請することができません。団体の場合は必ずしも法人格を必要としません。また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を1団体定めること、また構成団体及び代表者の全てが、次に掲げる欠格事項に該当しない者とします。

なお、申請の後、指定管理者の指定の日までの間に、下記のいずれかに該当することとなった場合は、申請は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 常滑市から指名停止措置を受けている者
- (3) 対象の国税、愛知県税、常滑市税を完納していない者
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

11 提出書類

「提出書類一覧表」(様式別添)及び以下書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1) / 正1部、写10部
- (2) 申請者の概要(様式第1の2) / 正1部、写10部
- (3) 共同体構成表(様式第1の3) / 正1部、写10部
※必要に応じて
- (4) 団体の概要(代表構成団体用)(様式第1の4) / 正1部、写10部

※必要に応じて

- (5) 団体の概要（構成団体用）（様式第1の5）／正1部、写10部

※必要に応じて

- (6) 事業計画書（様式第2～2の11）／正1部 写10部
(7) 自主事業計画書（様式第3）／正1部 写10部
(8) 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第4）【必ず管理料の見積り額を記入のこと】／正1部 写10部
(9) 主要業務実績（様式第5）／正1部 写10部
(10) 指定管理者の申請に係る誓約書（様式第6）／正1部、写4部
(11) 申請者説明会参加申込書（様式第7）／正1部、写4部
(12) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類／正1部、写4部
(13) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し／正1部、写4部
(14) 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書／正1部、写4部
(15) 次に掲げる国税、愛知県税、常滑市税の滞納がないことを証明する書類／正1部、写4部

【国税】

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）

【愛知県税】（未納税額がないこと用）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：個人事業税及び自動車税種別割

※提出書類は「未納税がないこと用」とすること。愛知県に納税義務がない場合は、愛知県税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

【常滑市税】

法人の場合：申請者に納税義務のある全税目

個人の場合（法人以外の団体の代表者）：申請者に納税義務のある全税目

※常滑市税の納税義務がない場合は、常滑市税の納税義務がないことの申出書を任意で作成し、提出すること。

また、市で常滑市税の納税状況を確認する場合があります。

- (16) その他、市が必要と認める書類

1 2 手続・スケジュール一覧（予定）

NO.	手続	期間・期日等
1	募集要項等の配布	令和5年8月1日
2	説明会の参加申込	8月1日～8月4日
3	説明会の開催	8月8日
4	質問書の受付	8月14日～8月18日
5	質問書の回答	8月24日
6	申請書類の受付	8月28日～8月31日
7	選定委員会の開催（書類審査）	9月26日
8	選定委員会の開催（面接）	9月26日
9	候補者の決定	10月中旬
10	指定管理者の指定（市議会の議決）	12月下旬
11	基本協定の締結	令和6年3月頃
12	年度協定の締結	令和6年4月1日

※上記手続及びスケジュールは変更する場合がある。

1 3 募集要項等の配布

（1）配布場所

下記の常滑市のホームページ内からダウンロードしてください。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/gyoseikaikaku/1001451/1003332.html>

（2）配布期間

令和5年8月1日（火）から8月31日（木）まで

※紙配布はしません。

1 4 提出期間・提出場所等

（1）提出期間

令和5年8月28日（月）から令和5年8月31日（木）

各日とも午前9時から午後5時まで（午後0時～午後1時は除く）

（2）提出場所

常滑市役所2階 経済部 観光戦略課

（3）提出方法等

提出書類等について簡単に確認させていただきます。提出にあたっては、前日までに来庁時刻を予約の上で必ずご持参ください。郵送は不可とします。

1 5 申請者説明会

募集要項及び現地の状況等に関する説明会を開催します。（様式第7により要事前申し込み）。申請される団体は、当該説明会に参加していただくことを原則とします。

（1）開催日時 令和5年8月8日（火）午前10時00分から

（2）開催場所 常滑市役所1階A会議室（TEL0569-47-6116）

- (3) 参加申込 申請者説明会参加申込書（様式第7）を令和5年8月4日（金）午後5時までに常滑市経済部観光戦略課へ提出（メール又はFAX）
※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。
- (4) その他 説明会の参加者は、1団体2名までとします。当日は募集要項等を提供しませんので、必要な方は各自持参してください。なお本説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請を行うことができますが、個別の説明は公正を期すため行いませんので予めご了承ください。

16 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年8月14日（月）から8月18日（金）
午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式第8）に記入の上、常滑市経済部観光戦略課へ提出（メール又はFAX）
※送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。
※なお、電話などの口頭による問い合わせ及び回答は一切しませんのでご了承ください。
- (3) 回答方法 市ホームページ上で回答します。（8月24日（木）を予定）
※ひぼう中傷など、公募に関係ない質問・意見等については、回答しません。

17 候補者の選定方法

選定委員会にて、提出書類を別表2「指定管理者選定基準」の基準及び項目ごとに審査及び面接審査を実施し、選定委員の合計点数が高い事業者を候補者として選定します。

合計点数が同点だった場合は、選定委員の1位の票が最も多かった提案者を候補者として選定します。

1位の票数も同数だった場合は、指定管理料の提案額が低い提案者を候補者として選定します。

提案額も同額だった場合は、抽選にて選定します。

面接審査は9月26日を予定しており、法人その他の団体の説明者は2名以内とします。面接日時及び場所については、後日連絡します。

なお、選定委員会では、提出書類に基づいた説明を行ってください。受付終了後の追加での書類提出及び面接審査での使用は一切認めません。

18 選定結果の通知

選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

19 指定の手続

選定委員会にて選定した候補者は、地方自治法の規定により、市議会の議決を経て指定管理者として指定し、関係条例に基づいて告示します。

20 協定の締結

選定委員会が決定した候補者と、協定内容について事前協議を行います。市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定した後、市は指定管理者と協定を締結します。

協定は、指定期間5年間の基本的事項を定める「基本協定書」を締結するとともに、年度毎の指定管理料の支払等については「年度協定書」を締結します。

21 常滑市公契約条例に係る書類の提出

(1) 本協定は、常滑市公契約条例に定める特定公契約に該当するため、下記の場合には、速やかに労働条件報告書を市へ提出する必要があります。

①基本協定を締結した場合

②清掃業務、受付案内業務、電話交換業務、警備業務の一部を第三者に請け負わせる、又は再委託する場合

(2) 提出された労働条件報告書の内容に疑義があった場合など、市が確認する必要があると認めた場合は、聞き取り調査等を実施する場合があります。

※詳しくは、「常滑市公契約条例」、「常滑市公契約条例施行規則」をご確認ください。

22 その他

(1) 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(2) 市に提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 市は、指定管理者の選定に伴う公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

23 提出先及び問合せ先

常滑市役所 経済部 観光戦略課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL0569-47-6116 FAX0569-34-9784

E-mail kankou@city.tokoname.lg.jp

別表 1

リスク分担表

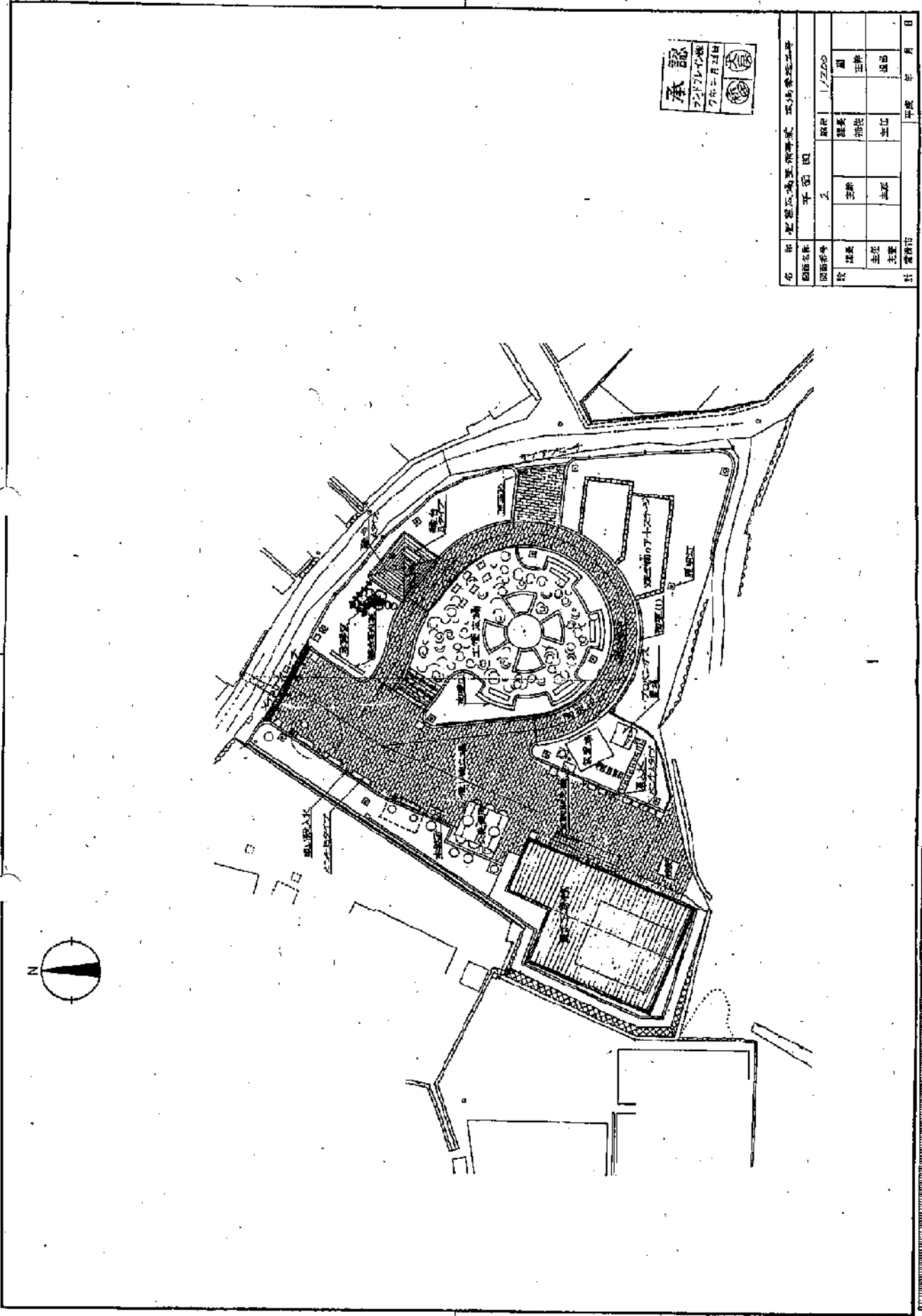
No	項目	細目	負担者(※)	
			市	管
1	施設の運営等	施設の維持管理・運営、施設内整備、備品の維持管理		○
2	使用許可等	施設の使用許可、許可の取消		○
3	住民及び利用者 対応等	地域との連携、住民・利用者からの苦情・要望等対応		○
		上記以外	○	
4	施設の修繕	施設・設備の設計や構造に起因するもの	○	
		指定管理者の故意・過失によるもの		○
		その他大規模修繕（第三者行為や経年劣化等、上記以外の理由により発生した修繕）	○	
		その他小規模修繕（第三者行為や経年劣化等、上記以外の理由により発生した修繕）		○
5	物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
6	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
7	法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
8	税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		上記以外の税制変更		○
9	資金の調達	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
		上記の場合以外		○
10	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合の経費負担	○	
11	不可抗力	不可抗力（自然災害、暴動等）に伴う、施設、設備の修復に係る経費	○	
12	書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
13	利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応		○
14	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了又は指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
15	その他	上記に定めのない事項または疑義がある場合は、協議の上で定める。		

(※) 「市」は常滑市、「管」は指定管理者の意

別表 2

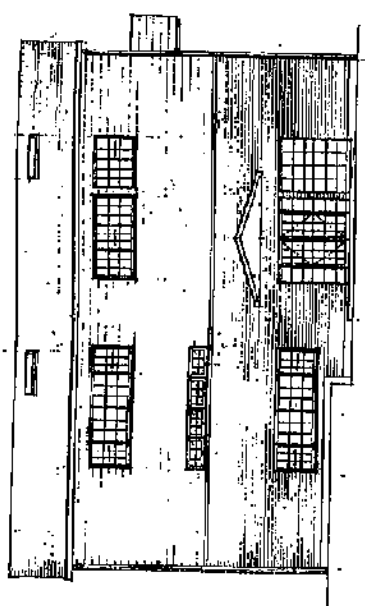
令和 6 ～ 11 年度 指定管理者選定基準 配点表
 【施設名：常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家】

選定基準・区分		審査項目	配点	
1. 資格審査	1-1	動機・意欲	申請した動機や意欲	5
	1-2	組織能力	組織体制、職員研修、法令順守、個人情報保護	5
	1-3	労働条件	職員の労働条件（労働時間、給与、健康管理、労災・雇用保険の加入）	5
	1-4	運営実績	類似施設・業務を運営した実績	5
	1-5	財務能力	団体の財務状況の健全性	5
小 計			25	
2. 提案審査	2-1	基本方針	施設管理の基本的な方針	5
	2-2	サービスの向上	利用者ニーズの把握	5
	2-3		利用促進、利用拡大の取組内容	10
	2-4		サービス向上の取組	5
	2-5	地域連携	市民団体・ボランティアとの連携・活用	5
	2-6	危機管理	苦情解決の手段・方法等	5
	2-7		危機管理、安全管理、緊急時対策、防犯・防災対策	5
	2-8	自主事業	施設を活かした自主事業の開催計画・収支計画	20
	2-9	経費縮減	市の定める上限額と申請者提案額の比較	15
小 計			75	
合 計			100	

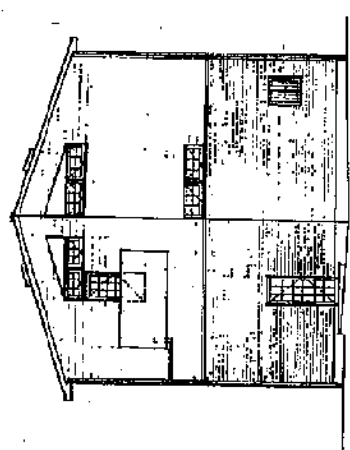


承認
 日付 1922年 11月 27日
 場所 登窯広場

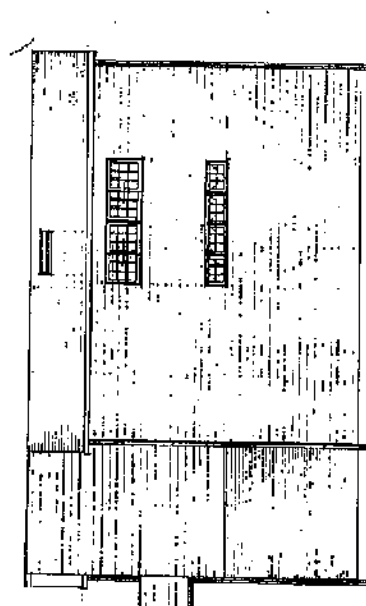
新 登窯広場 建築計画 登窯広場 建築計画		平面図		1/200		平成	年	月	日
図面番号	1	設計	建築	監理	1/200				
設計	建築	監理	建築	監理	1/200				
設計	建築	監理	建築	監理	1/200				
設計	建築	監理	建築	監理	1/200				



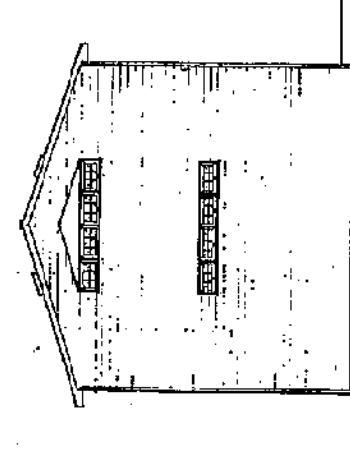
正立面图



侧立面图



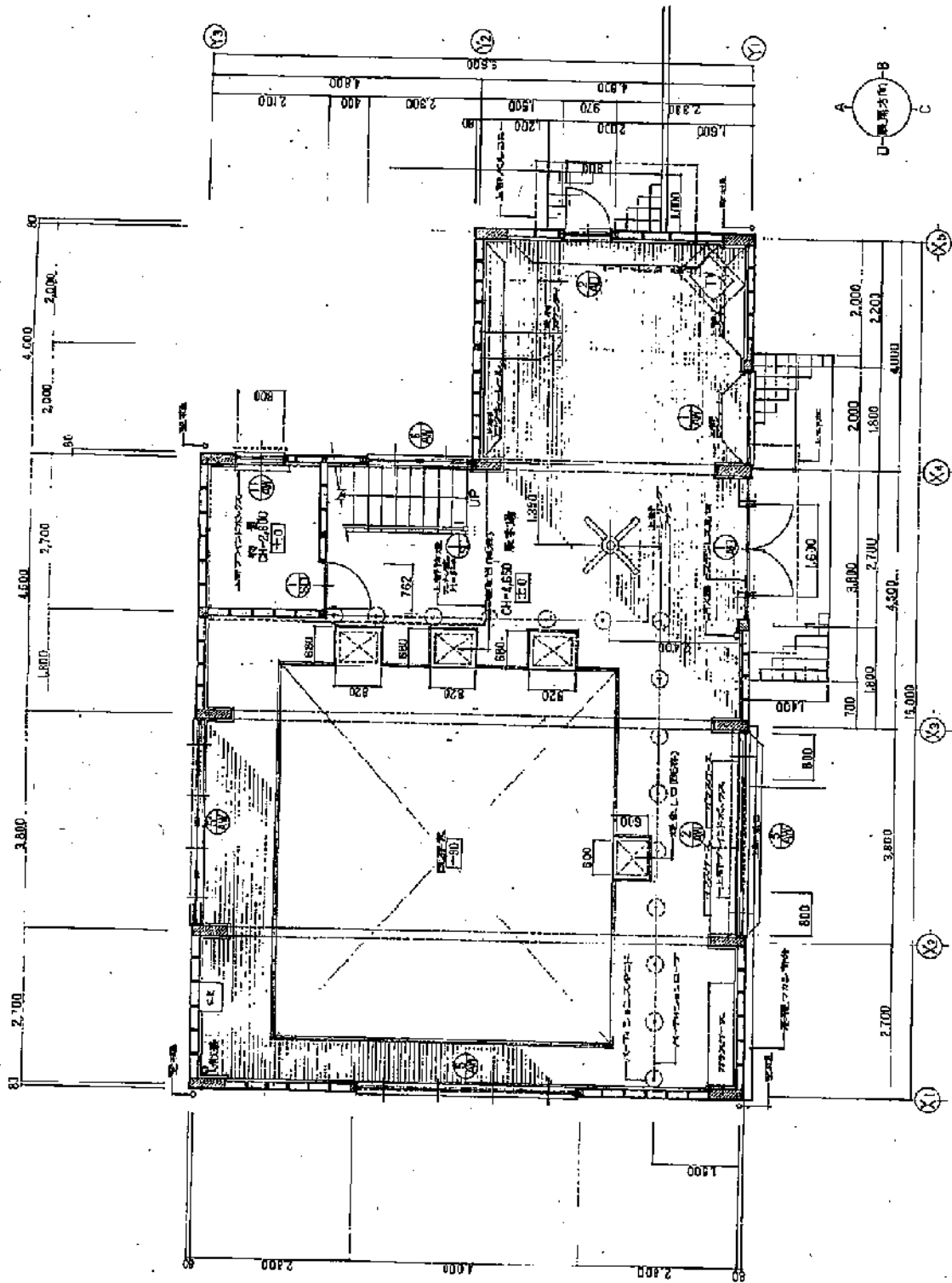
后立面图



前立面图

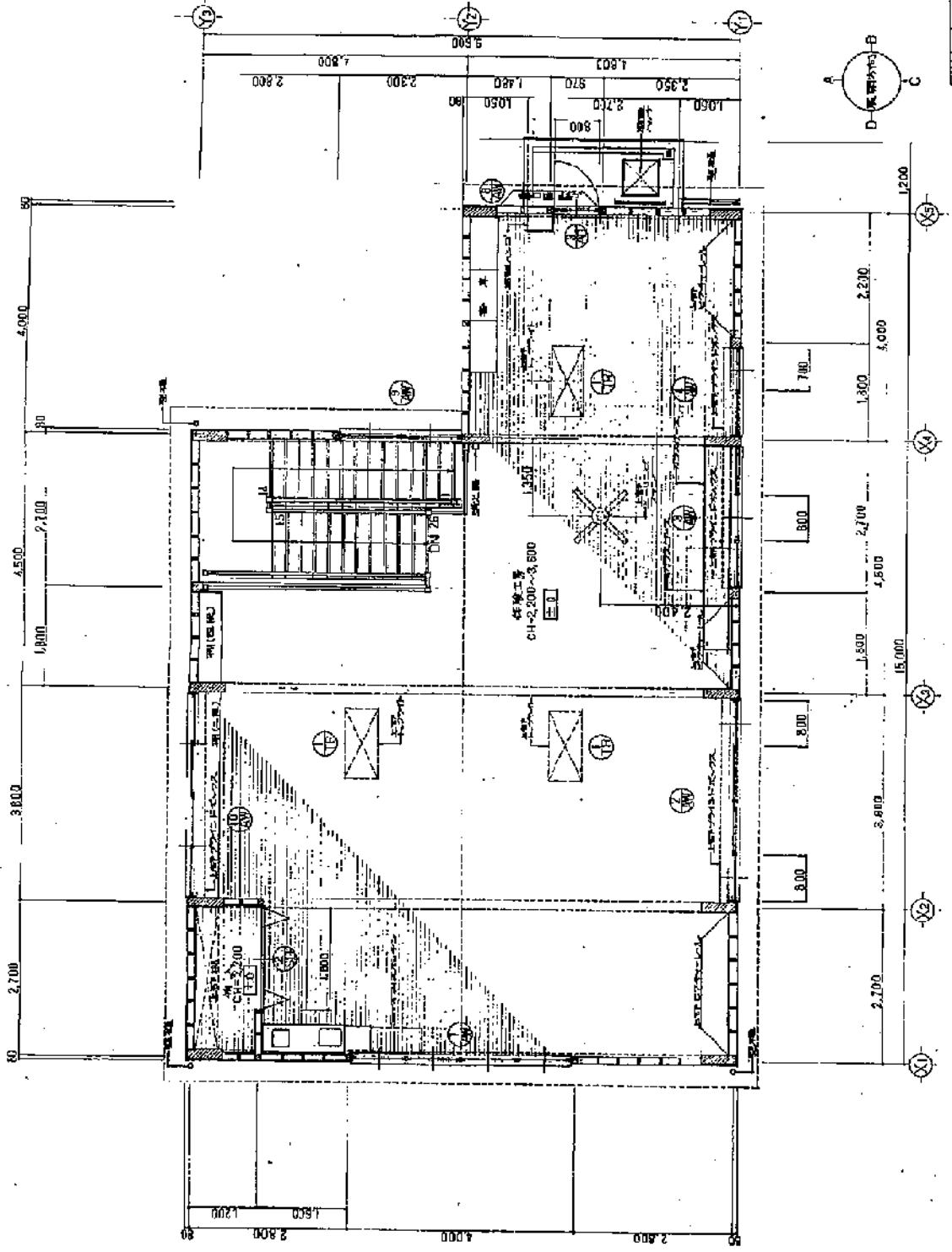
↓ 设计者 大谷隆雄 114224号 野田隆男

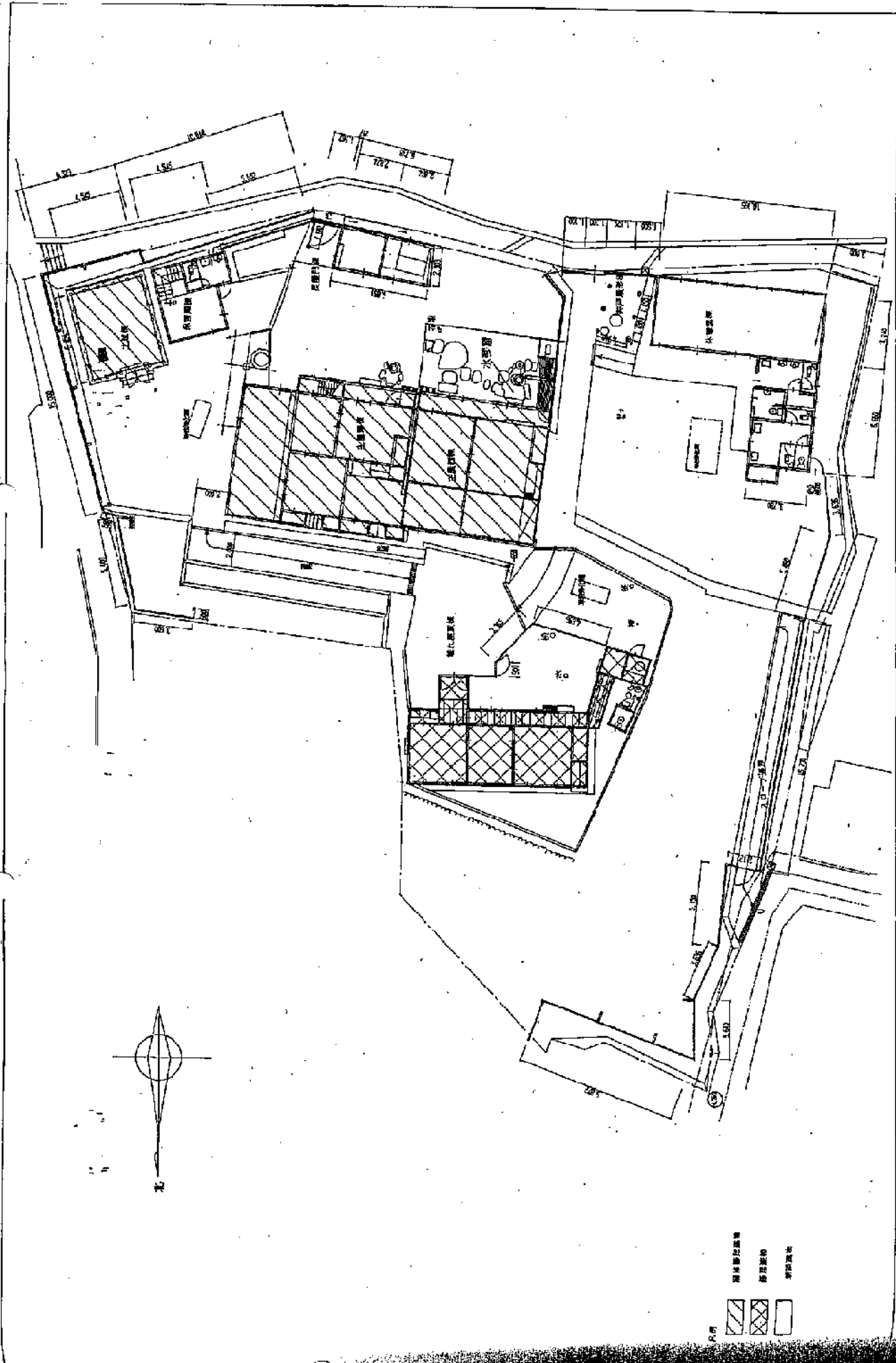
名称	立花 閣	图	第
图名	A-11	第	第
图号		第	第
图次		第	第
图十		第	第



名	東洋建設株式会社	東洋建設株式会社
図名	平田新館(1F)	1/50
図号	A-16	
縮尺		
設計	注	
施工	東洋建設株式会社	

名稱	單位	數量	備註
鋼筋	kg	1/50	
水泥	m ³		
砂	m ³		
磚	m ³		
木料	m ³		
油漆	m ²		
其他			
合計			

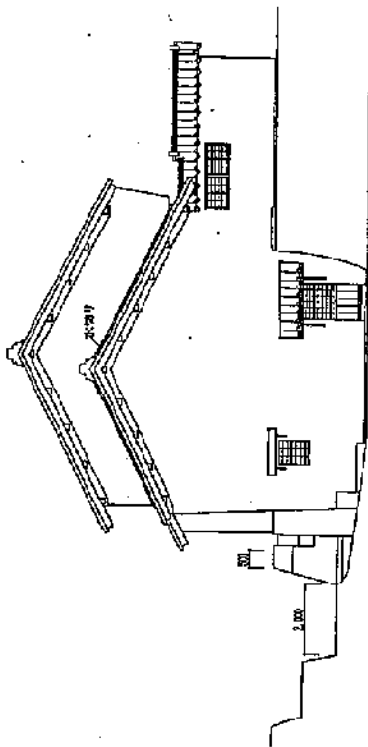




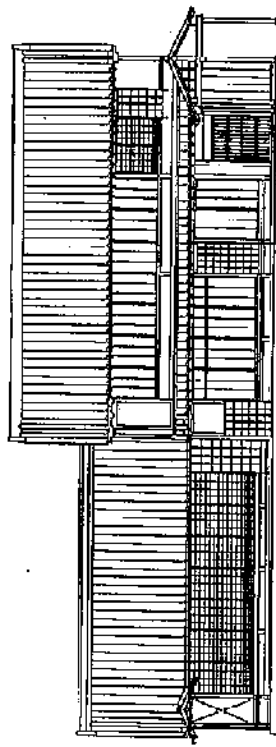
年月日 平成 10 年 月 日
 縮尺 1/100

昭和の道 研究館の道 生活、文化区画調整協議会
 建築記録館

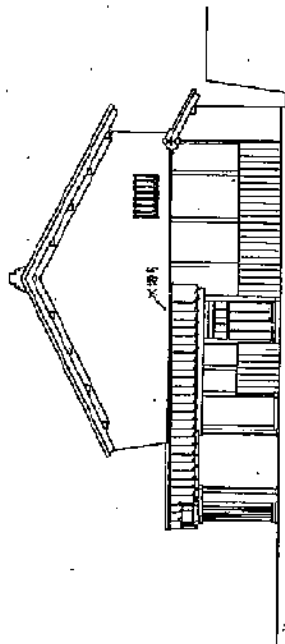
11



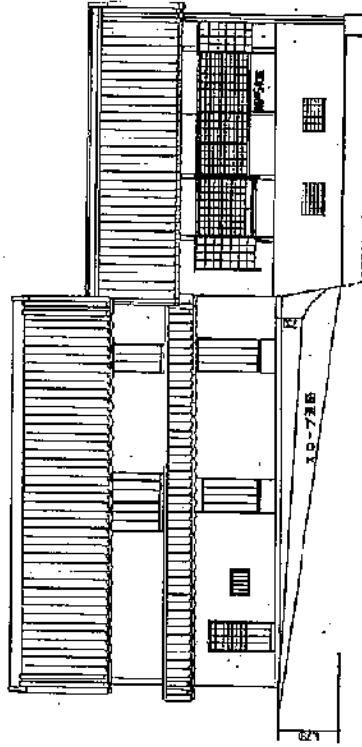
西立面图



南立面图



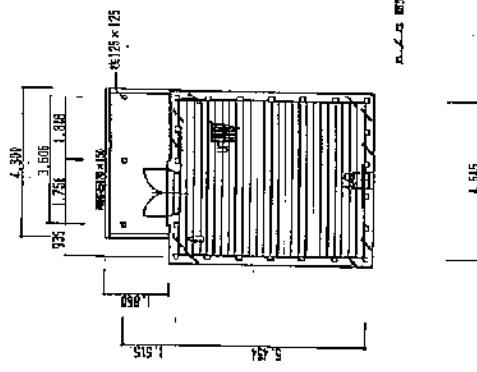
东立面图



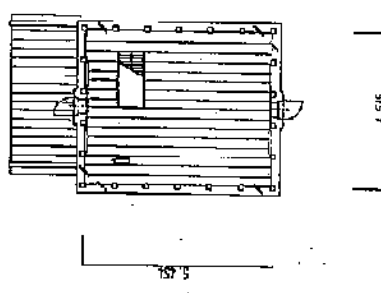
北立面图

年 月 日 平成 10 年 月 日
縮 尺 1/100

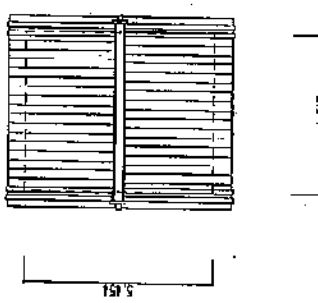
昭和庭園 遊楽の庭 生活、文化交際の場 建築事業
関係 主催 南・西・北・東 立面図



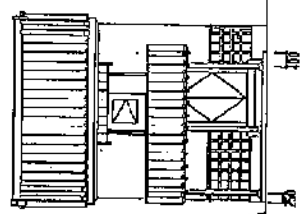
1階平面図



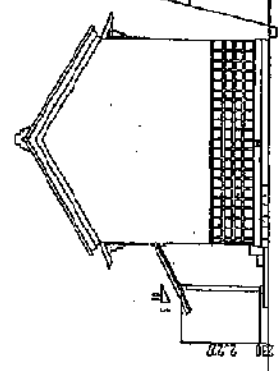
2階平面図



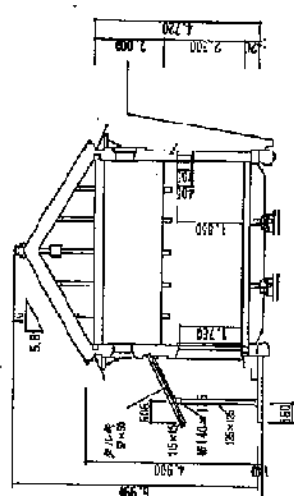
側面平面図



北立面図

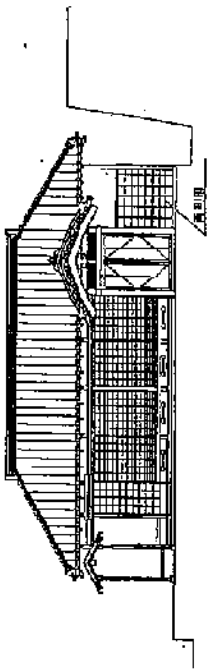


西立面図

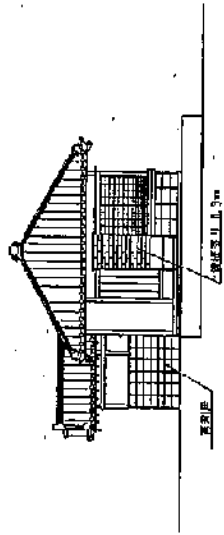


前面図

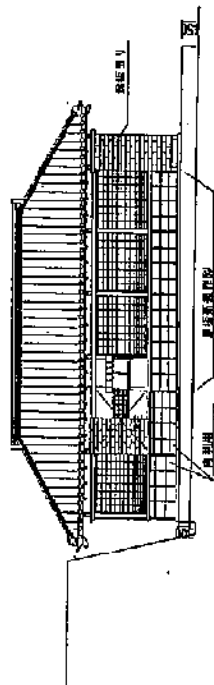
年月日	平成 10年 月 日	縮尺	1/100	製図者	立岡 新太郎	検査者	立岡 新太郎
知の愛 郷土の真 生活、文化の発展を専攻							
建築士 立岡 新太郎							



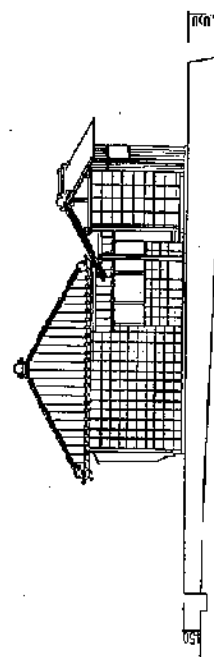
南立面図



北立面図



西立面図

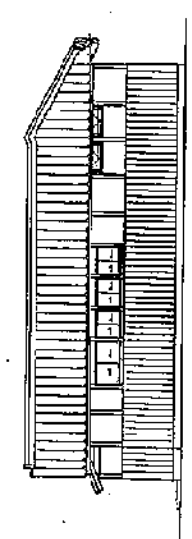
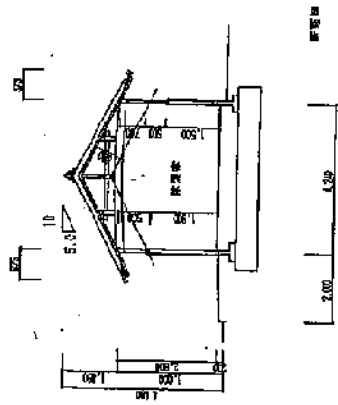


東立面図

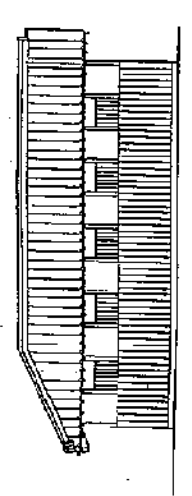
年月日 平成 11年 月 日
 期 R 1/100 1/100 1/100

茨城県 龍谷町の海 生涯、文化芸術振興事業
 関係 龍谷町 立国図

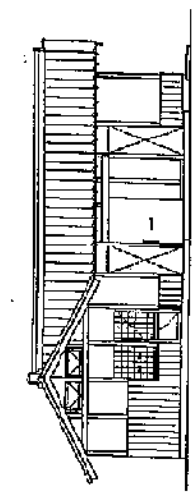
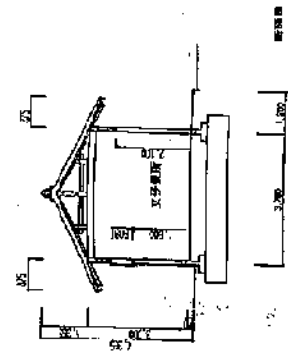
図面番号
 BT



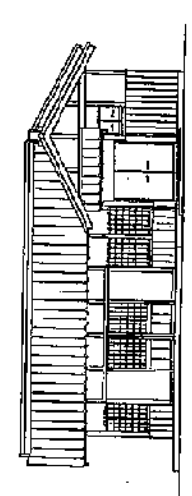
西立面图



南立面图

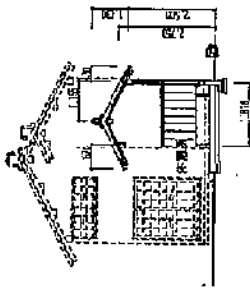


东立面图

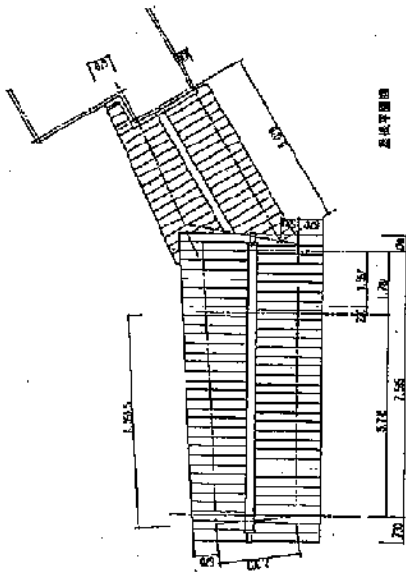
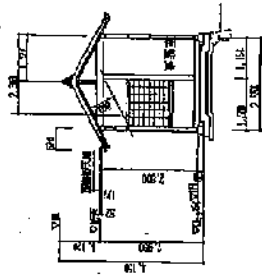


北立面图

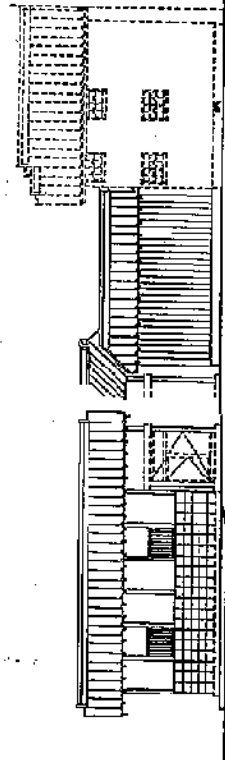
年月日	平成 10 年 月 日
图 号	1/00 ✓
湘南灘 高齢者の生活、文化交流センター 床屋型案 立面图 断面图	



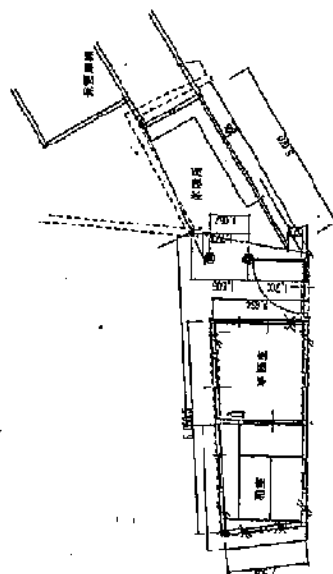
断面図



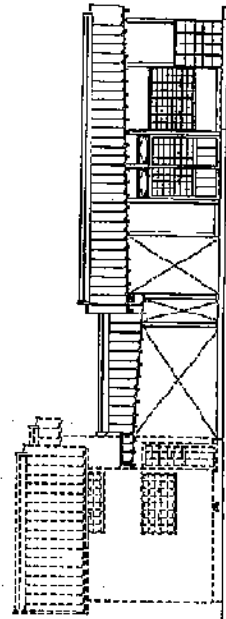
高低等面図



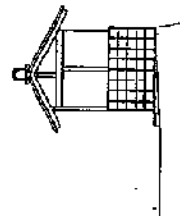
東立面図



北立面図

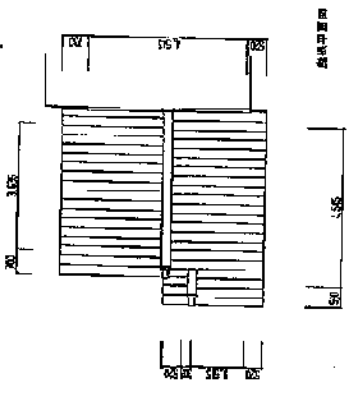


西立面図

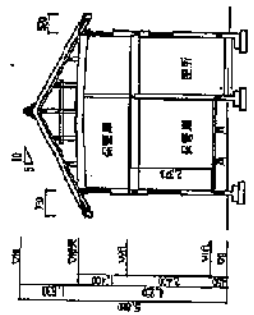


南立面図

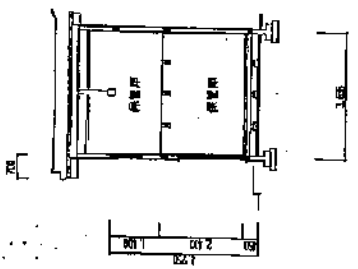
凡例
 ① 115 x 115
 ② 50 x 10
 ③ 二階リブ構造なし
 ④ 片流れ



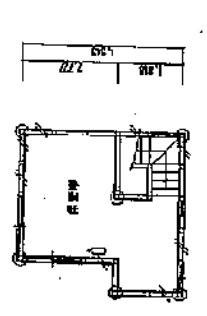
1階平面図
1.95
1.85
1.20



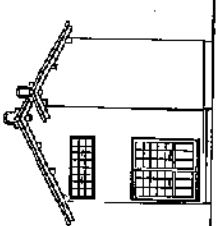
2階平面図
1.95
1.85
1.20



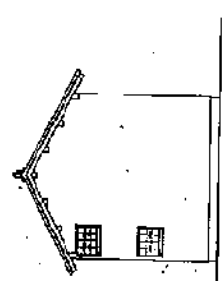
3階平面図
1.95
1.85
1.20



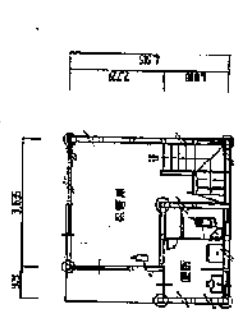
1階平面図
1.95
1.85
1.20



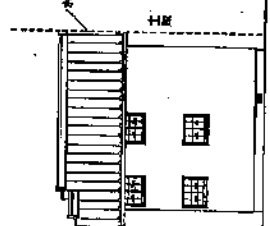
2階平面図
1.95
1.85
1.20



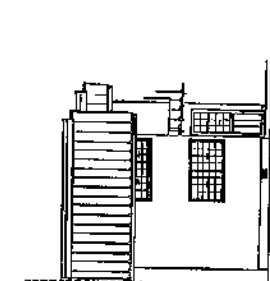
3階平面図
1.95
1.85
1.20



1階平面図
1.95
1.85
1.20



2階平面図
1.95
1.85
1.20



3階平面図
1.95
1.85
1.20

面積 750
 東上付 218
 面積 220

1階 315×115
 2階 115×115
 3階 9×31
 大工 730×110×1.8

年月日	平成10年	月	日
縮尺	1/100		
製図者	保野博哉	平野昭	立野昭
検査者			
設計者			
施主			
所在地	知の郷 郷土館の延 生協、文化芸術センター		
図面番号	100		